

○総務省告示第二百四十四号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第三十二条の二十五及び第三十六条の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第四百十七号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十六年七月十八日

総務大臣 新藤 義孝

規則第三十条の二十	規則第三十条の二十
三	二
1 中欄に掲げる電気通信番号第八十二令第八十二	中欄に掲げる
定を行つた	

表一の項中

規則第三十 二条の二十 二	中欄に掲げる規定を適用しない。
---------------------	-----------------

を

---

緊急通報メ  
発信する機  
報メッセー  
ないインタ  
電話用設備  
電話端末と  
、かつ、規  
通報を発信  
より緊急通  
う機能を有  
2 中欄に掲  
緊急通報メ  
を有しない  
構造上一体  
則第二十八  
する機能を

規定を適用しない。

げる規定にかかわらず、  
号規則（平成九年郵政省  
号）第十一条各号に規定  
信番号に対応した呼の設  
めのメッセージ（以下「  
ッセージ」という。）を  
能を有し、かつ、緊急通  
ジを受信する機能を有し

報を行うた  
すること。

インターネットプロトコル移動に接続する場合は、移動構造上一体となっており、則第二十八条の二の緊急する機能を用いることに報を行うための発信を行うこと。

げる規定にかかわらず、メッセージを発信する機能場合は、移動電話端末となっており、かつ、規  
条の二の緊急通報を発信  
用いることにより緊急通  
めの発信を行う機能を有

に改める。